

## 第8回（平成30年度） 未来教育研究所研究助成 募集要項

### 1 助成の趣旨

わが国は現在、グローバル化や情報化、少子高齢化など、急激な社会の変化に直面しています。このような状況の中、社会全体の総力を挙げて、発展に取り組むにあたり、われわれ一人一人がその責務を担っています。社会の発展を推進し、希望のある未来を切り拓くためには、教育の充実による人材育成が不可欠です。豊かな人格、あくなき探求心、高度な知識と実行力を兼ね備え、わが国の未来に向けて責任を持って歩みを進めることのできる人材。そのような人材育成の支援に貢献することを目指し、未来教育研究所（以下、本研究所と称す。）は、教育が直面する課題の解決に取り組む研究を助成します。

本年度は以下に掲げる規定にしたがい、第8回未来教育研究所研究助成（以下、本助成と称す。）を実施します。

### 2 助成対象となる研究

本助成の対象は、「1 助成の趣旨」にしたがうものであって、次の（1）（2）の2つのタイプの研究を実施するものとします。研究の実施体制は、個人研究またはグループ研究を問いません。

#### （1）政策提言型研究

政策提言型研究は、政策提言を目的とするものであって、次のア、イの内容を探究の目的とする研究をいいます。政策提言型研究をもって本助成に応募する者は、次のア、イのいずれか一つを選択してください。

ア 「公立・私立の協調関係を発展させる在り方について」

イ 「主体的・対話的で深い学びの実現について」

#### （2）実践事例型研究

実践事例型研究は、次のア～オの課題に係る教育方法やその他の内容について、その有効性や効果的な在り方等を、実験やその他の方法を用いて明らかにすることを目的とする、実践志向の研究をいいます。実践事例型研究をもって本助成に応募する者は、次のア～オいずれか一つを選択してください。

ア 「学校の経営」      イ 「教科指導」      ウ 「生徒指導」

エ 「倫理・道徳」      オ 「その他」

### 3 応募資格

本助成に応募することのできる者は、以下の条件を満たす者に限ります。

- （1）学校教育法に定める教育機関に所属して、研究活動または教育活動に従事する者のうち、若手研究者（准教授クラス以上を除く。以下同じ）または若手教育者（校長以上を除く。以下同じ）。
- （2）その他、研究所が認める者。

#### 4 助成の内容

本助成の内容は、以下のとおりです。

- (1) 本助成の助成金額は、奨励 15 万円、優良 20 万円、優秀 30 万円とします。
- (2) 本助成の採択編数は 3 編以上とします。ただし、予算の範囲内で採択編数を増減することがあり、いずれも採択なしの場合もあります。
- (3) 研究に係る使途である限り、助成金の使途は問いません。
- (4) 助成期間は 1 年間とします。

#### 5 助成対象者の主たる義務等

- (1) 助成対象者は、以下の (ア) ~ (エ) を履行することが義務付けられます。それぞれの様式は、研究採択者決定後、採択者にメール添付により送付されます。

- (ア) 中間報告書 (様式 1) の提出 : 平成 31 年 5 月 31 日 (金)

研究助成期間中において、平成 31 年 5 月 31 日 (金) までに、研究助成を受けて実施している研究の中間報告書を、メール添付にて提出すること。中間報告書は 1500 字程度のものとします。

- (イ) 最終報告書 (様式 2) の提出 : 平成 31 年 10 月 31 日 (木)

研究助成終了にあたり、平成 31 年 10 月 31 日 (木) までに、研究助成を受けて実施した研究の最終報告書を提出すること。最終報告書は、所定の様式を用いること (A 4 ワード横書き 40 字×40 行、2 頁。様式 2 を用いること)。

なお、同報告書は『未来教育研究所紀要』に掲載することを基本とします。

- (ウ) 会計報告書 (様式 3) の提出 : 平成 31 年 10 月 31 日 (木)

研究助成終了にあたり、平成 31 年 10 月 31 日 (木) までに、研究に係る会計報告として助成金使途報告書を提出すること。

- (エ) 未来教育研究所研究大会における発表 : 平成 31 年 11 月~12 月

本助成を受けて実施した研究成果について、平成 31 年度未来教育研究所研究大会 (11 月~12 月予定) において、口頭発表を行うこと。交通費は往復合計の上限 1 万円までを実費で研究所が援助します。

- (2) 中間報告書及び最終報告書については、本研究所のウェブページ等において公開し、研究助成の成果を積極的に社会に発信することを基本とします。最終報告書等は理事会において確認し、その結果、執筆者へ記述に係る表現等についての修正等、調整を図ることがあります。

- (3) 以上に掲げる義務の履行を怠る等、違反行為のある場合は、助成金の返還を求められることがあります。

#### 6 応募手続き

本助成に応募する者 (以下、応募者と称す。) は、本研究所所定の「研究申請書」および「研究申請者名簿」に必要事項を記入し、研究所事務局宛てにメール添付により送付してください。メールの宛先については、下記の [申請書の提出先及び問い合わせ先] を参照してください。なお、本研究所所定の研究申請書は、本研究所ウェブページからダウンロードできます。

## 7 応募期間

応募期間は、平成 30 年 6 月 15 日（金）から平成 30 年 8 月 31 日（金）です。

## 8 選考方法

提出された申請書の内容について審査を行い、助成の採否等について決定します。助成の審査及び採否等の決定については、本研究所に設置する研究助成審査委員会が第 1 次審査を行い、その審査結果を踏まえて、理事会が決定をします。

## 9 助成の採否等の決定に関する通知

助成の採否等が決定次第、全ての応募者に対して、採否、助成金額及び交付時期等を文書にて通知いたします。（平成 30 年 9 月中を予定）

## 10 助成金の交付

選考を経て採択が決定された者（以下、助成対象者と称す。）については、助成の採否等の決定に関する通知の後、1 カ月を目途に、助成対象者が指定する口座に、決定された助成金を一括して振込みます。

### 【留意事項】

- (1) 応募書類は、返却致しません。
- (2) 応募書類に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合には、採択は取り消しとなります。
- (3) 同一の研究に対して、他機関から同時に助成を受けることは認められません。
- (4) 本助成のもとで実施した研究の成果を論文等で発表する場合は、本助成による研究である旨（例、「平成 30 年度未来教育研究所の助成による研究」）を必ず注記してください。
- (5) 助成期間中、研究の経過や方針等について、研究所と会合（ミーティング）をもつことがあります。
- (6) 本助成事業に関する調査等を実施するために、研究所から要請があった場合は、ご協力をお願いします。
- (7) 個人情報等は、研究所で厳正に管理します。

### [申請書の提出先及び問い合わせ先]

公益財団法人 未来教育研究所

〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 4-3-13 兵庫県私学会館 8 号室

電 話：078-333-7611 ファックス：078-333-7612

E メール：[kiyou@mirai-kyoiku.or.jp](mailto:kiyou@mirai-kyoiku.or.jp)

ウェブページ：<http://www.mirai-kyoiku.or.jp>